

『被害防止ネット』ニュース

平成18年12月26日

No.4号

[事務局] 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内
TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)
FAX 22-1345 E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

平成18年度 消費者被害防止 ネットワーク総会を開催

平成18年11月28日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の平成18年度総会が行われました。

当ネットワークは、昨年11月設立以来、高齢者・若年者の各分科会を開催するなど情報交換や啓発活動に取り組むとともに、関係機関との連携拡大を図り、現在、各方面からの加盟は28団体となっています。

総会では、総連合町会の廣田事務局長を議長に選出し議事が進められました。

【消費者相談の概要が市生活安全課から…】

「相談件数は、5年前まで1,000件未満だったものが17年度で2,487件となり、今年度はこれを大幅に上回り3,000件近くになると予想される」「昨年度の年代別件数では、20歳代までの若年者と60歳代からの高齢者の合計は全体の半数近い1,157件であった」など近年の相談状況について説明がありました。

各団体から

今回出席した札幌司法書士会小樽支部、北海道建築設計事務所協会小樽支部等からは消費者を取り巻く現状や被害実態などについて以下の報告・意見がありました。

◎ 融資する条件と偽って保証金を騙し取る「貸します詐欺」の被害が多いが、相手方は巧妙に追及の手を逃れ、泣き寝入りとなるケースがほとんどである。

【最近の被害報告が小樽警察署から…】

「ヤミ金被害に遭い8社に及ぶ多重債務に苦しんでいる」「騙されてクレジットカード3枚を取られた」などの事例が紹介され、被害に遭わないためには「安易に口座番号など個人情報を教えたり、相手の言いなりにならない」ことが肝要とのお話がありました。

【被害報告と留意点が消費者センターから…】

「子供が携帯電話のサイトで無料という言葉に騙され不当な請求を受けた」「黒い水が出ると言われ水道洗浄の契約をさせられた」などの報告とともに、最近増えてきた封書の架空請求に対しては「裁判所名の場合は注意し、センターに相談してほしい」こと、また、「訪問販売契約を解約したい時はクーリングオフを活用する」ことなど、各留意点を踏まえながら発表がなされました。



◎ 住宅の耐震診断を無料でした後、基礎や屋根などの補修が必要と偽り、何の効果もない工事をして法外な代金を要求するという悪質業者が増えている。

◎ 住宅リフォームの見積りで気をつけなければならないのは「〇〇工事一式」というもので、割高な請求を受けないためには内訳詳細の明記を求めることが大事である。

- ◎ 社会に出たばかりの若者は被害に遭いやすいので、高校卒業前に悪質商法に関する講座等を受け対処法を身につけてほしい。
- ◎ 悪質な訪問販売業者に狙われやすい高齢者の被害防止に向けては、判断能力が不十分な人を保護・支援する「成年後見制度」の活用を今後図っていく必要がある。
- ◎ 来年1月から市内3カ所に設置される高齢者の相談窓口「地域包括支援センター」との連携はネットワークの拡大につながる。
など、多くの報告や意見が出されました。

また、事務局からは、今後のネットワークの取り組みについて提案があり全会一致で承認されました。

《被害防止ネットの今後の取り組み》

- ◆構成団体の拡大
- ◆高齢者・若年者分科会の開催
- ◆啓発活動の推進
 - 出前講座の実施
 - 啓発ビデオの貸出し
 - ネットニュースの発行
- ◆情報交換の推進（メールの活用等）

◎ 高齢者を狙う「次々販売」に注意を

今月初旬、市内で年金暮らしをしている74歳の脳障害のある女性が、札幌の訪問販売業者6社から次々と勧誘を受け、総額275万円に及ぶ高額な契約を結ばされたという事例がありました。

その主な契約内容は、「ムートン製の布団36万円」「湿気とりパット20万円」「竹炭パット14万円」「桐スノコ3ヶ50万円」などでした。

このケースは、郵便局で対応した職員から消費者センター、介護支援センターへと連絡が入り発覚しましたが、複数の業者に個人情報が出たことからターゲットにされたようです。このように判断能力が不十分な方の場合、親族や近隣など周りの人たちが日常生活の変化などに注意の目を向けてあげることが必要です。これに対し判断能力のあるお年寄りの場合は、「悪質な勧誘はきっぱり断ること」「迷ったら一人で判断せず、周りに相談すること」「契約後に解約したい時はクーリングオフを活用すること」などの点に十分注意して対処しましょう。

また、高齢者の被害防止には、ケアマネジャーやヘルパーなど関係機関の方々の協力も欠かせません。消費者センターには、「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」など、問題解決の指針となる各種パンフレットを取り揃えていますので、ご希望の方はセンター(Tel:23-7851)にご連絡ください。



● 啓発用貸出しビデオの利用を

消費者協会では、各種消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。消費者啓発の行事などの際ぜひご利用ください。 ■申し込み・問い合わせ＝消費者協会 Tel:31-3682

● 「出前講座」の活用を

消費者協会では、市内の各種団体からの依頼に応じて消費生活相談員を派遣し、最近の消費者被害などについて講演を行う「出前講座」を実施しています。相談員の派遣は無料ですので、各団体の被害防止の取り組みにご活用ください。 ■申し込み・問い合わせ＝消費者協会 Tel:31-3682

【被害防止ネット事務局からのお願い】

ネットワークでは、事務局から緊急情報を流したり逆に皆さんから情報をいただいたり、双方向の情報交換を行っていきたく考えています。

被害報告や参考になる情報などありましたら、事務局への提供をお願いします。いただいた情報

は共有できるよう他の団体にも配信します。

情報交換はパソコンメールかファックスを利用します。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。

➡ E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp
Fax ;22-1345